

## II. 現行意匠法の類否判断論の変遷

### 3. 裁判例の変遷

#### 3) 総合判断と公知意匠参酌に関する裁判例

##### 工. 各部形状等に関する公知意匠参酌の裁判例

###### (ア) 両意匠の要部認定

侵害系類否判断(意匠権侵害判断における意匠の類否判断)では、意匠の要部認定において、「意匠に係る物品の性質、用途及び使用状態」を参酌するとともに、「公知意匠にない新規な創作部分の存否」を参酌し、各部形状等について評価する手法が多数の裁判例で採用されている。これに対し、出願系類否判断(意匠の登録要件判断における意匠の類否判断)では、両意匠の共通点差異点の評価で、各部形状等について公知意匠を参酌し新規な創作部分か否かを評価しているといえるが、各意匠の要部を明示的に認定することは少ない。

侵害系類否判断においては、本件登録意匠についてだけ要部認定をする裁判例がほとんどである\*1。これは、類否判断構造の相違によると思われる。すなわち、侵害系類否判断の構造は、「被告意匠が登録意匠に類似するか否か」の判断である(意23条)。したがって、侵害訴訟における類否判断は、「登録意匠と被告意匠とが類似するか」という両意匠を等置した観点からではなく、「被告意匠が登録意匠に類似するか」という観点、すなわち登録意匠の類似範囲に被告意匠が含まれるかという観点からなされているからである\*2。

なお、この構造だけに着目すると、「被告意匠の類似の範囲を定める意味がないから」、「被告意匠の要部を把握する必要はない」と考えられるかもしれない\*3。

しかし、意匠の類否判断は、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断」(意24条2項)であり、基本的に両意匠を等置した観点からなされる。また、意匠の類否判断は、「需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うもの」(意24条2項)であり、「類似の美感を生ぜしめる意匠」か否かの判断である(最判昭和49・3・19〔可撓伸縮ホース〕昭和45(行ツ)45))。したがって、原則として両意匠が起こさせる美感を対比し両意匠の美感の類否を判断すべきものと思われる\*4。意匠の美感は、物品の形状等が起こさせる美感であるから、物品の用途・機能によって意匠の美感が異なり、また、新規な創作部分か否かによっても美感が異なる。それゆえ、意匠の類否判断は、「意匠に係る物品の性質、用途及び使用状態」を参酌するとともに、「公知意匠にない新規な創作部分の存否」を参酌することによって「需要者の注意を引く部分(意匠の要部)」を把握して両意匠を対比する手法が採用されている。意匠の要部認定は、両意匠の美感を把握するための手法であり、原則的には両意匠の要部認定をすべきである。

出願系類否判断においては、両意匠の共通点及び差異点の全体について需要者の注意を引く程度を評価し総合判断することから、実質的に両意匠の要部を認定し両意匠の美感の類否を判断する手法となっている\*5。侵害系類否判断においては、本件意匠の要部認定を明示的にして、その要部を中心として類否判断をすることから、上記のように本件意匠の要部認定だけで類否判断をしているように誤解されるかもしれないが、両意匠の共通点差異点の具体的評価において、被告意匠の特徴の評価や公知意匠を